

令和7年度健康経営推進ヘルスケアサポート事業 「生活習慣病予防プログラム」業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度健康経営推進ヘルスケアサポート事業「生活習慣病予防プログラム」業務委託

2 業務の目的

本市では、健康寿命（お達者度）や、心疾患、脳血管疾患の標準化死亡比の健康指標について、全国及び県、県内他市と比較すると低迷している状況であり、介護が必要な状態になることが早いことや、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病を原因とする死亡割合が高いことが特徴として挙げられる。

このような状況の中、働き盛り世代の健康増進が本市の課題の一つであることから、健康経営推進ヘルスケアサポート事業を実施する。そのうち、本業務においては、健康づくりのノウハウを有する民間企業が提供する、ICT等を活用したヘルスケアプログラムを、市内企業の従業員を対象に実施することにより、壮年期等の生活習慣病の予防改善や企業の健康経営につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

「健康状態の可視化による自己管理の促進」をテーマとして、市が指定した市内企業の従業員を対象に、ICT技術やスマートデバイス等を活用し、参加者の健康データを測定（推計含む）・可視化するとともに、健康意識を喚起し、行動変容につながるプログラムを実施する。

(1) プログラム実施期間

参加企業ごとに、以下ア・イを令和7年10月から12月の間で実施する。

なお、具体的な時期は、市及び各参加企業と協議の上、決定する。

ア 機器（スマートデバイス等）を使用したプログラムを、1か月程度実施する（準備期間は含めない）。

イ 上記アののち、自己管理の定着度合を検証するフォローアップ期間を設ける。

なお、フォローアップの期間や方法は、受託者から提案し、市と協議の上、決定する。

(2) プログラム参加対象及び対象者数

市が指定した市内企業に勤務する従業員 4社80名程度

なお、対象者の大半は、本業務以前に、健康診断結果等の分析を受け、自身の健康状態や健康課題を、一定程度理解しているものとする。

(3) 健康データの定義

本業務において取り扱う指標については、生活習慣病の重要な指標である血圧や血糖値などのほか、それらに関連する指標（例えば、高血圧に関連があるとされている塩分摂取量など）を指すものとする。

なお、指標については、受託者から市に対して、1つ以上提案し、協議の上、決定する。

(4) 実施内容

- ① 参加企業ごとに、生活習慣病の予防改善につながるプログラムを提供する。
- ② 健康データを可視化する機器（スマートデバイス等）を、参加者に提供もしくは貸与する。
- ③ 機器を用いて、健康意識を喚起し、行動変容につながるプログラムを実施するとともに、機器がない状態であっても、自己管理が継続できるよう支援を行う。
- ④ 機器の使用方法や健康づくりに寄与する情報提供を含む参加者向けセミナーを、プログラム実施前に、参加企業ごとに1回開催する。

また、希望する企業がある場合には、プログラム実施後に、結果報告会を開催する。

なお、セミナー、結果報告会ともに、実施方法は、対面もしくはオンラインとし、市と協議の上、決定する。

- ⑤ プログラムを通して、参加者から、次のデータを取得する。

ア 健康データ

イ BMI

ウ 健康行動に対する自己管理意識の変化

- ⑥ プログラム終了後に、参加者に対し、プログラム期間中に取得したデータ等を基に、分析・評価した結果を個別に提供する。

また、企業に対しては、参加者全体の実施結果等の総括及び今後の健康経営に資する助言等をまとめた報告書を提供する。

- ⑦ 参加者及び参加企業に対し、プログラム実施に関する相談・支援体制を設ける。
- ⑧ 市と協議のうえ、参加者及び参加企業アンケートを行う。
- ⑨ その他、参加者の健康づくりや参加企業の健康経営の推進に寄与する取組を検討・実施する。

5 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにし、契約締結後、速やかに書面で提出すること。

6 市との調整

- (1) 受託者は、事業の方法や順序及び事業の実施に必要な事項について、常に市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかに市と協議しなければならない。

- (2) 受託者は、市が本業務に係る進捗状況について報告を求めた場合、市が指定する方法で、速やかに報告しなければならない。

7 機密保護・個人情報保護・セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の調査結果（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行のために市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行において取扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて取扱うこととする。
- (5) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び「いわき市の保有する個人情報管理規程」を遵守しなければならない。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記のうえ、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

9 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 業務完了報告書
- (3) 本業務を通して得た個人の健康データ等
- (4) 実績報告書（事業実施記録、取得データに基づく分析結果、事業の効果検証等）
- (5) その他、市と協議し必要と定めた成果品等

10 提出場所及び担当部局

いわき市 保健福祉部健康づくり推進課 健康政策係
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
電話：0246-22-7442 FAX：0246-22-7570

11 規定外事項

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、その事務に従事する期間及びその期間の経過後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(個人情報取扱責任者の設置)

第4 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、事務に従事する者への教育等をする者として個人情報取扱責任者を置かなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(適正な管理)

第7 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又は持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(作業場所の指定)

第9 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取扱うため、甲の指定する場所で行わなければならない。ただし、あらかじめ甲の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第 11 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査・監査を受ける義務)

第 12 甲は、個人情報の管理状況等について、必要と認めるときは随時に検査・監査を実施することができる。乙は合理的事由がある場合を除き、甲又は甲が指定した者の検査・監査を受けなければならない。この義務は本契約を再委託した場合における、再委託先に対する検査・監査についても同様とする。

(資料等の返還)

第 13 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故発生時の報告)

第 14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第 15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 甲は委託者を、乙は受託者をいう。

2 個人情報の取扱いを伴う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。